

国民健康保険税が

改定されます

国民健康保険(国保)は、病
 気やけがをした時に病院などの
 診療費の一部を負担する保険制
 度で、加入する皆さんがお金を
 出し合って助け合うものです。
 しかし、現状は、医療費の増加
 などに伴う財源不足を一般会計
 からの資金で補い、収支のバラ
 ンスを保っています。

不足する財源を一般会計から
 補うことは、国保に加入してい
 ない方の税金などを国保会計に
 充てることになり、公平性の観
 点や受益者負担の原則などから
 も、好ましくありません。

市の国保会計は、平成19年度
 に税率を改定して以来、6年間
 改定を行わずに運営してきました
 が、国保税の収入が落ち込む
 一方で、被保険者の高齢化や医
 療技術の高度化などにより医療

費は増加を続け、厳しい運営状
 況となってまいりました(表1)。
 さらに、万一に備えて蓄えてい
 た基金の残高も平成25年度末で
 底をつくことなどから(表2)、
 国保税率の見直しが必要とな
 り、昨年12月の市議会定例会を
 経て、国保税を4月から改定す
 ることになりました。

医療分 国保加入者の医療費
 の支払いに充てるためのもの
 所得割税率: 4・12割 4・
 63割
 資産割税率: 15割 7.5割
 均等割額: 1万5600円
 2万円
 支援金分 後期高齢者医療制
 度への支援金を賄うためのもの
 の
 所得割税率: 1・40割 1・
 62割
 均等割額 8400円 9千
 円
 介護分 介護保険制度への納
 付金を賄うためのもの
 所得割税率: 1・40割 1・
 53割
 均等割額: 9400円 1万
 2千円

税率の改定内容

財源不足を補うため、次のと
 おり税率を改定することになり
 ました。また、平成29年度に予
 定される国保財政運営の都道府
 県化に向けて、資産割について
 は、激変緩和措置により2分の
 1としました。

医療費の抑制・適正化

市では、今後も国保事業にお
 いて持続可能で安心安全な医療
 給付を提供するため、現在行っ
 ている健康づくり施策の充実、

表1 国保税と医療費の動向(単位:円)

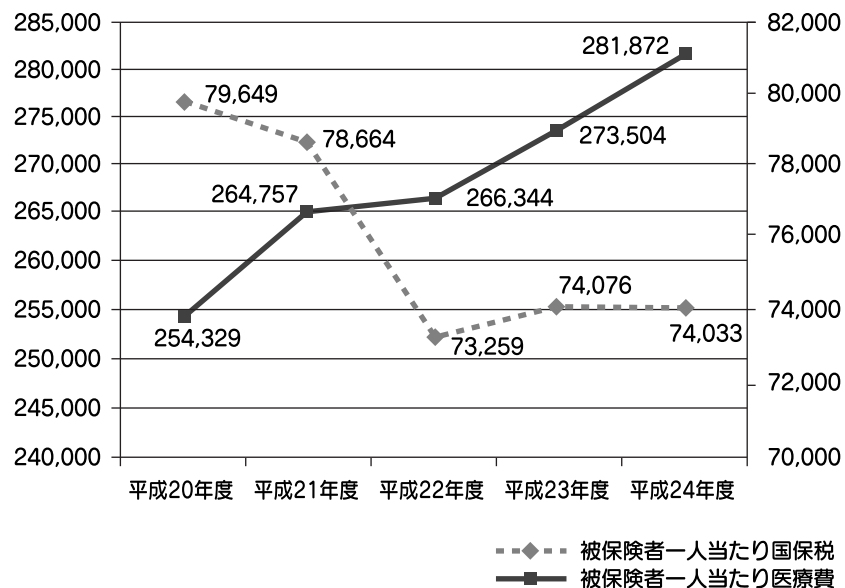
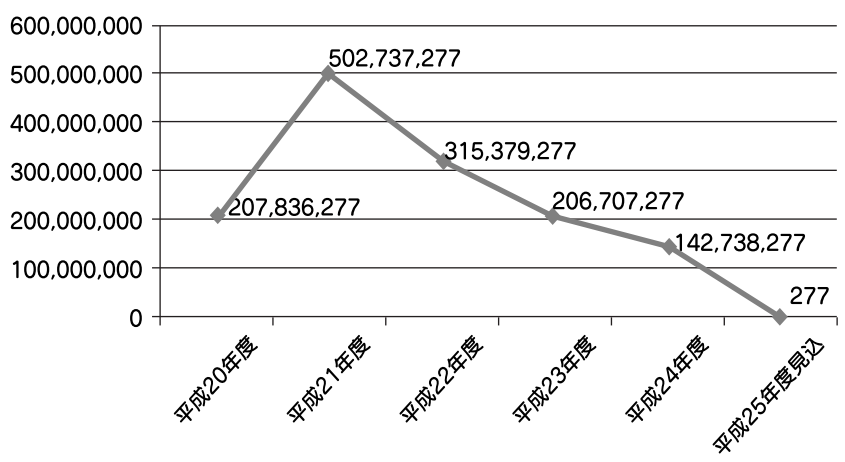


表2 基金残高(単位:円)



行政情報の配信用に 「サンちゃんメール」の 運用を開始 します



これまで「あきる野安心メール」や「るのキッズメール」では発信できなかった、各種イベントの開催案内や行政諸手続きに関する情報など、市民の皆さんの日常生活に役立つ幅広い市の行政情報や地域の情報を伝えるために、4月から新たなメール配信サービスとして「サンちゃんメール」の運用を開始します。

配信内容の例

毎月の休日医師歯科診療のご案内
 スポーツレクリエーション大会・リ
 サイクルフェア・産業祭・あきる野
 夏まつり・ヨルイチなどの催し物案内
 各施設の臨時休館などのお知らせ
 秋川キララホールチケット発売情報
 など

受信方法 次の手順でメールの配信
 先登録の手続きを行ってください。
 QRコードを読み取るか、宛先に「a
 kiruno4-entry@tk.e-msg.jp」を指
 定して、空メールを送ります(件名
 や本文は必要ありません)。

空メールが送信できない場合には、
 本文に何か1文字
 入れてください。
 空メール発信から
 1分以内に登録確
 認メールが届くので、そのまま返信
 してください。
 ソフトバンクの場合は、引用返信で
 操作してください。
 登録確認メールが届かない場合は、
 「tk.e-msg.jp」を受信許可ドメイン

サンちゃん メール登録

akiruno4-entry@tk.e-msg.jp



行政情報
 QRコードを読み取って
 そのままメールを送信

に設定してください。
 再度、登録完了メールが届き、配信
 登録手続きが完了します。

「あきる野安心メール」
 「るのキッズメール」もご利用ください

「あきる野安心メール」は市内で起
 きた火災を含む防災情報や防犯情報な
 どをお知らせし、「るのキッズメール」
 は子育てに役立つ情報などをお知らせ
 しています。

これらのメール
 配信サービスも、
 「サンちゃんメ
 ール」と同様の手続
 きで配信先登録が
 できますので、ぜ
 ひご利用ください。

それぞれ、登録
 用空メールの宛
 先が異なります。
 各サービス用の
 QRコードを読み
 取るかアドレス
 を指定してくだ
 さい。
 登録確認メール
 が届かない、登
 録を抹消してい
 ないのにメール
 が受信できなくな
 ったという場合は、
 「tk.e-msg.jp」を受信許可ドメイン
 に設定してください。

メール配信サービスの 利用サポート窓口

各メール配信サービスの利用方法や
 操作方法などの問い合わせは次の窓口
 で受け付けています。
 受付窓口 アットシステムeメッセ
 ージサポート(0120-47-
 3712)
 受付時間 午前9時~午後5時

問合せ 市長公室

あきる野 安心メール登録

akiruno2-entry@tk.e-msg.jp



防災・防犯情報
 QRコードを読み取って
 そのままメールを送信

るのキッズ メール登録

akiruno3-entry@tk.e-msg.jp



子育て情報
 QRコードを読み取って
 そのままメールを送信

レセプト点検の強化、後発医薬
 品(ジェネリック医薬品)の利
 用促進などによる医療費の抑
 制・適正化に向けた取組に努め
 るとともに、収納率の向上を図
 ります。国保に加入する皆さん
 が「自らの健康は、自らつく
 る」という意識のもとで健康に
 心掛け、特定健診などを積極
 的に受診することにより、健康寿
 命は延伸します。このことは、
 医療費の患者負担が減るだけ
 なく、市民全体の医療費が減少
 し、国保税の増額を抑えること
 につながります。

現在、国民年金保険料の免除
 制度と納付猶予制度は申請前直
 近の7月以降、学生納付特例制
 度は直近の4月以降が対象です
 が、4月からは過去2年分まで
 さかのぼって申請することがで
 きます。

固定資産税は、1月1日現
 在、市内に土地、家屋、事業用

平成26年度の土地・家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧と 固定資産課税台帳の閲覧



きるようになります。
 申請後に所得による審査を行
 い、決定されます。
 申請・問合せ
 保険年金課年金係
 青梅年金事務所(0428
 ・30・3410)

の償却資産を所有している方に
 課税されます。この機会に固定
 資産課税台帳で評価額などを
 確かめください。
 期間 4月1日(火)~6月2日
 (月)(土曜・日曜日、祝日を除
 く)
 時間 午前8時30分~午後5
 時15分
 場所 課税課
 対象 縦覧できる方: 固定資産税の
 納税者と家族など代理権を有
 する方
 閲覧できる方: 納税義務者、
 代理人、借地人、借家人、固
 定資産の処分をする権利を有
 する一定の方
 問合せ 課税課土地資産税
 係 家屋資産税係